

## 福岡県 FinTech 導入補助金交付要綱

### 第1 目的

この要綱は、福岡県（以下「県」という。）内の金融機関及び企業（以下「県内金融機関等」という。）が、県内未進出かつ海外に本社を置く FinTech 企業（以下「未進出海外 FinTech 企業」という。）の FinTech サービスを導入する際に発生する経費に対し、予算の範囲内で財政的支援を行うことで、未進出海外 FinTech 企業の誘致及び県内の金融サービス向上を図り、もって県の経済発展に寄与することを目的とする。

- 2 この補助金の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和 33 年福岡県規則第 5 号）（以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### 第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 金融機関  
銀行及び資産運用業者。
- (2) 銀行  
銀行法第 4 条第 1 項に規定される内閣総理大臣の免許を受けた者。
- (3) 資産運用業者  
金融商品取引法に規定された投資性のある金融商品を取り扱う業者。
- (4) 県内未進出  
申請時点で県内に拠点を有さないこと。
- (5) FinTech 企業  
IT 技術を駆使した革新的な金融サービスを提供する企業。
- (6) 年度  
ある年の 4 月 1 日から、翌年の 3 月 31 日までの期間。

### 第3 補助対象者

この補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、県内金融機関等で、未進出海外 FinTech 企業の FinTech サービスを導入する者とする。

### 第4 対象除外

次の各号に掲げる者は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員。
- (2) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者。
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者。

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行っている事業者。

## 第5 補助対象経費

未進出海外 FinTech 企業の FinTech サービスを導入するにあたり、コンサルタント等外部に支払う伴走支援等委託費用のうち、県知事が必要かつ適当と認める経費について交付する。ただし、消費税等の租税は除く。

なお、補助対象経費を外国通貨で支払った場合の為替レートは、当該補助対象経費の支払日又は県が適切と認める日の、三菱 UFJ 銀行の電信売買相場の仲値（外国為替公示相場）を適用するものとする（1円未満の端数が生じた場合は切り捨て）。

## 第6 補助金額

補助金額は、補助対象経費の2分の1以内とし、1,000,000円を上限とする。

- 2 算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

## 第7 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする県内金融機関等（以下「申請者」という。）は、本要綱を確認した上で、申請書（様式第1号）、導入概要書（様式第2号）及び次の各号の書類を添付して知事に申請するものとする。

なお、交付申請は補助対象経費の発生から1年以内とし、かつ同一の未進出海外 FinTech 企業による FinTech サービスに係る申請は1回限りとする。

- (1) 申請者の代表者を確認できる資料（商業登記簿謄本等）
  - (2) 申請者の住所を確認できる資料（           "           ）
  - (3) 申請者の役員名簿（様式第3号）
  - (4) FinTech サービスを提供する未進出海外 FinTech 企業の代表者を確認できる資料
  - (5) FinTech サービスを提供する未進出海外 FinTech 企業の住所を確認できる資料
  - (6) 申請金額の根拠となる資料（委託契約書、領収書等）
  - (7) その他県が必要と認めるもの
- 2 前項の書類に、日本語または英語以外の言語により作成されたものがある場合は、日本語または英語での翻訳を添付すること。

## 第8 補助金の交付決定

第7の規定による交付申請が適切であり、補助金の交付が適当であると認められるときは、知事は交付決定を行う。

- 2 前項の規定により交付決定を行った場合は、速やかに交付決定通知書（様式第4号）により、補助金交付決定額その他必要な事項を申請者へ通知する。
- 3 交付決定にあたっては、必要な条件を付する。

4 補助金の不交付を決定したときは、不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者へ通知する。

#### 第9 交付決定取消

知事は、交付を受けた者が次の各号に該当した場合、交付を受けた者に対して補助金交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 交付にあたり付した条件、その他法令に違反したとき
- (3) その他本要綱に基づく指示に違反したとき

2 前項の規定に基づき取消を決定した場合は、交付決定取消通知書（様式第6号）により交付を受けた者へ通知する。

#### 第10 補助金の返還

交付を受けた者は、第9の規定により交付決定を取り消された場合、規則の規定に基づき県へ返還しなければならない。

2 補助金の返還に係る事項は、知事が返還請求書（様式第7号）により通知する。

#### 第11 立入調査等

知事は、この要綱の施行に必要な限度において、職員に拠点への立入調査を行わせることができる。

#### 第12 補助内容等の公表

知事は、交付を受けた者の名称、代表者名、補助内容等を公表することができるものとする。

#### 第13 雑則

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行し、令和4年度から令和6年度までの補助金について適用する。